

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その12～

## 争族防止のための遺言書作成時のポイント 10か条

### ● 争族防止のための遺言書作成時のポイント 10か条

遺言書の作成に当たり、争族防止に配慮した遺言書作成のポイントは、以下のようなものです。

**第一条** 特定遺贈により作成し、全ての財産について遺言する（金融資産を換金して相続させる場合を除き、複数人に割的に財産を相続させる遺言はできるだけ避ける）

**第二条** 分割困難な不動産や支配権に影響する自社株は、相続後に利害が対立することがないように付言事項なども記載した遺言にする

**第三条** 未登記や共有の不動産、固定資産税等が非課税となっている不動産等について遺言書に記載漏れのないように注意する

**第四条** 遺言書を書き換える場合には、従前の遺言書を撤回する旨を記載し、あらためて全ての遺産について遺言する

**第五条** 受遺者が遺贈の効力発生前に死亡した時に備えて、前記財産を誰に遺贈するかを記載しておく（これを補充遺贈といいます）

**第六条** 遺言執行者を定めておき、預貯金や金融商品の解約権限や解約金の受領権限、貸金庫の開扉権限などを付与しておく

**第七条** 推定相続人に対して遺言する場合には、「相続させる」と記載する

**第八条** 「財産」に関する遺言だけでなく、「お墓や祖先の供養」及び「父母の扶養介護」についても遺言しておく

**第九条** 安全確実な公正証書による遺言書作成が望ましい

**第十条** 遺留分に配慮した遺言書を作成することが望ましい高齢者の人が遺言書を自筆証書によって作成しようとする場合、遺言書本文だけ自書し作成することができ、負担が大幅に軽減されます。

（文責：山本和義）